

明治三十五年三月三十一日 日刊（行政機関の休日休刊）
第三種郵便物認可



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

（告 示）

○日本国に帰化を許可する件
（法務九五）

○油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約へのトーゴ共和国の加入に関する件
（外務八六）

○千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約への締約国の追加に関する件
（同八七）

○千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書への締約国の追加に関する件
（同八九）

○ジブチ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件
（同八九）

○パキスタン・イスラム共和国における連邦直轄部族地域における生計回復計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件
（同九〇）

○パキスタン・イスラム共和国におけるパキスタン口蹄疫対策強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件
（同九一）

○平成三十年度において司書及び司書補の講習を実施する件
（文部科学五一）

○消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等々の一部を改正する告示
（厚生労働五一）

○肥料の登録の有効期間を更新した件
（農林水産四八九）

○肥料の登録が失効した件
（同四九〇）

○生産業者の住所の変更に係る届出があった件
（同四九一）

○登録調査機関の調査業務を行う事務所所在地を変更する件
（特許片三）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法
（環境一〇）

○道路に関する件
（関東地方整備局五八）

○都市計画に関する件
（近畿地方整備局四五、四六）

内閣

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国家試験

平成三十年度参議院事務局職員採用試験公告（参議院事務局）

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土交通省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金清算終了・清算人退任関係

会社その他

告 示

○法務省告示第九十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成三十年三月十二日

法務大臣 上川 陽子

住所 長野県東御市滋野乙2160番地3

方丈 芳 昭和58年7月10日生

住所 東京都中野区中央2丁目48番9号

張照然 平成29年9月5日生

住所 長崎県諫早市栄田町54番1号

陳佳妮 平成3年5月28日生

住所 埼玉県羽生市大字神戸1253番地1

金聖皓 平成22年1月4日生

住所 大阪府門真市千石東町3番43—307号

劉桂蓮 昭和50年8月8日生

劉雨涵 平成9年10月19日生

住所 大阪府生野区豊西4丁目2番14号

本銀矩 昭和59年10月14日生

姜賢瑞 平成26年2月27日生

住所 東京都中央区晴海3丁目3番1—1815号

陳晴 昭和58年3月20日生

住所 京都市山科区小山中ノ川町40番地11

禹玲 昭和49年3月8日生

住所 東京都中野区南台2丁目25番1号

李在輝 昭和59年5月3日生

住所 岩手県岩手郡巻石町西安庭第37地割328番地

古芳芳 昭和62年11月5日生

住所 千葉県市川市二俣2丁目12番24—205号

劉尊帥 昭和60年12月10日生

住所 東京都江東区豊洲4丁目11番25—703号

曹振鐸 昭和60年9月7日生

住所 東京都立川市曙町1丁目28番12号

アチンテイヤ・クワル・アチャリヤ 昭和31年4月16日生

住所 千葉県市川市行徳駅前2丁目21番22—5086号

付曉 昭和62年8月8日生

住所 千葉県船橋市夏見1丁目11番27—4号

趙易木 昭和60年10月18日生

住所 大阪府浪速区日本橋5丁目7番17—201号

崔華恩 昭和61年3月15日生

生第92427号	化成肥料	オクト苦土有機入り高 度化成264	株式会社オクト	福岡県北九州市戸畑区 銀座一丁目5番18号
生第92428号	化成肥料	マザーPK化成222	片倉コープアグリ株 式会社	東京都千代田区九段北 一丁目8番10号
生第92430号	化成肥料	くみあい苦土入り複合 肥料加25482新1	ジェイカムアグリ株 式会社	東京都千代田区神田須 田町二丁目6番6号
生第92431号	化成肥料	三井物産アグロビジネ ス高度化成444	三井物産アグロビジ ネス株式会社	東京都中央区日本橋小 伝馬町1番5号
輪第6134号	甲殻類質肥料 粉末	カニガラフレーク	喜多組商事株式会社	大阪府大阪市中央区博 労町三丁目6番1号御 堂筋エスジービル7階
輪第10308号	硫酸アンモニ ア	21.0硫酸アンモニア	株式会社グリーン テイヤ	福岡県八女市大字瀬池 346番地
輪第10309号	尿素	46.0尿素	中原物産株式会社	大阪府柏原市月明町 1000番62号
輪第10310号	尿素	46.0尿素	株式会社グリーン テイヤ	福岡県八女市大字瀬池 346番地
輪第10312号	化成肥料	化成1.2—4.5—52	株式会社イナンタ グループ	東京都中央区銀座三丁 目11番5号
輪第10313号	化成肥料	化成肥料15—15—15	JFE商事株式会社	大阪府大阪市北区堂島 一丁目6番20号
輪第10314号	化成肥料	化成肥料14—14—14	株式会社グリーン テイヤ	福岡県八女市大字瀬池 346番地
輪第10315号	化成肥料	化成肥料15—15—15	株式会社グリーン テイヤ	福岡県八女市大字瀬池 346番地
輪第10316号	化成肥料	化成肥料16—16—16	株式会社グリーン テイヤ	福岡県八女市大字瀬池 346番地
輪第13246号	混合りん酸肥 料	粒状珪カルよりん1 号	清和肥料工業株式会 社	大阪府大阪市中央区備 後町四丁目3番4号
輪第13248号	魚かす粉末	魚かす	株式会社みのり	福岡県三島市西本町4 番5号
輪第13249号	甲殻類質肥料 粉末	カニ殻1号	株式会社みのり	福岡県三島市西本町4 番5号
輪第13252号	硫酸苦土肥料	25.0硫酸苦土肥料	株式会社みのり	福岡県三島市西本町4 番5号

2 保証成分量その他の規格 (肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあつては、含有を許さ
れる有害成分の最大量その他の規格)
肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格 (肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあつ
ては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格) は、次のとおりである。
(次のとおり) は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置い
て縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四九七号
肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号) 第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効し
たので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月十二日 農林水産大臣 齋藤 健

1 登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第8646号	汚泥発酵肥料	クリーンシステムとな みゆうき肥料	砺波地方衛生施設組 合	富山県高岡市福岡町十 五丁目1番地の1
生第100793号	汚泥発酵肥料	汚泥堆肥	株式会社阿蘇高原 フアーム	熊本県阿蘇市一の宮町 坂梨264番地

2 保証成分量その他の規格 (肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあつては、含有を許さ
れる有害成分の最大量その他の規格)

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格 (肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあつ
ては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格) は、次のとおりである。
(次のとおり) は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置い
て縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四九七号

肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号) 第十三条第一項の規定に基づき、次のように生産業
者の住所の変更による届出があつたので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月十二日

農林水産大臣 齋藤 健

生産業者の住所の変更

登録番号

生第81086号

変更前 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字世崎1031番地12

変更後 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字世崎1050番地1

○特許庁告示第三三三号

工業所有権に関与する手続等の特例に関する法律 (平成二年法律第三十号) 第三十七条の規定に基づ
き登録調査機関として登録した株式会社廣済堂から、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地
を変更する届出があつたため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づ
き、次のとおり公示する。

平成三十年三月十二日

特許庁長官 宗像 直子

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第333号 (一)	株式会社廣済堂	東京都港区芝四丁目7番8号
第337号 (一)		芝サウスイスワカマツビル7F・8F・9F
第338号 (一)		
第444号 (一)		

○環境省告示第十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭
和四十六年政令第三百号) 第十六条の三第二号ニ
の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する
法律施行令第十六条の二第一号から第四号までに
掲げる機器が有害使用済機器となつたものの再生
又は処分する方法として環境大臣が定める方法を次
のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月十二日

環境大臣 中川 雅治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
第十六条の二第一号から第四号までに掲げ
る機器が有害使用済機器となつたものの再
生又は処分の方法として環境大臣が定める
方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭
和四十六年政令第三百号。以下「令」という。) 第
十六條の三第二号ニの規定による令第十六條の二
第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済
機器となつたものの再生又は処分の方法として環
境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

一 令第十六條の二第一号から第四号までに掲げ
る機器が有害使用済機器となつたものに含まれ
る鉄、アルミニウム、銅又はプラスチック (燃
料以外の製品の原材料として利用することが容
易なものに限る。以下同じ。) について、当該有
害使用済機器から鉄、アルミニウム、銅若しく
はプラスチック (以下「鉄等」という。) を使用
する部品を分離し鉄等を回収する方法又は当該
方法により得られる量と同程度以上の量の鉄等
を回収する方法

二 テレビジョン受信機 (家庭用機器) (一般消費
者が通常生活の用に供する機器をいう。以下同
じ。) であるものに限り、以下同じ。が有害使用
済機器となつたもののうちブラウン管式のもの
にあつては、ブラウン管に含まれるガラスにつ
いて、当該有害使用済機器からブラウン管を分
離しこれを前面部及び側面部に分割しカレット
とすることによりガラス若しくはガラス製品の
原材料を得る方法又は当該方法により得られる
量と同程度以上の量のガラス若しくはガラス製
品の原材料を得る方法

三 テレビジョン受信機が有害使用済機器となつたもののプリント配線板のうち変圧器等が取り付けられた電源回路を有するもの及びこれと一体として設置されている部品について、当該有害使用済機器からこれらを分離し溶融加工することにより当該プリント配線板及び当該部品に含まれる金属を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の金属を回収する方法

四 テレビジョン受信機が有害使用済機器となつたもののうち液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）にあつては、次のイ又はロに掲げる方法（蛍光管のうち水銀又はその化合物（以下「水銀等」という。）を含むものについて、次のとおりとする。）

(1) 破碎設備を用いて破碎するとともに、破碎に伴つて生ずる汚泥又はばいじんについて(2)又は(3)のいずれかの方法（水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。以下同じ。）を当該汚泥又はばいじん一キログラムにつきミリグラム以上含有する汚泥又はばいじんにあつては、(3)の方法）により処理する方法

(2) 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、水銀等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

(3) ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であつて、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法（液晶パネルのうち砒素又はその化合物（以下「砒素等」という。）を含むものについて、次のとおりとする。）

(1) 溶融設備を用いて溶融した上で固化するとともに、溶融に伴つて生じる汚泥又はばいじんについても(3)又は(4)のいずれかの方法により処理する方法

(2) 焼成設備を用いて焼成することにより砒素等が溶出しないように化学的に安定した状態にするとともに、焼成に伴つて生ずる汚泥又はばいじんについても(3)又は(4)のいずれかの方法により処理する方法

(3) 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、砒素等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

(4) 酸その他の溶媒に砒素等を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の砒素等を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴つて生ずる汚泥について、砒素等が溶出しない状態にし、又は製錬工程において砒素等を回収する方法

五 ユニット形エアコンディショナー、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機又は衣類乾燥機、家庭用機器であるものに限る。）が有害使用済機器となつたものに限る。）が有害使用済機器となつたものの保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百三十三号）第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン（以下「特定物質等」という。）のうち冷媒として使用されていたものを発散しないよう回収する方法

六 電気冷蔵庫又は電気冷凍庫（家庭用機器であるものに限る。）が有害使用済機器となつたものの断熱材のうち特定物質等を含むものについて、次のいずれかに掲げる方法

イ 当該断熱材に含まれる特定物質等を発散しないよう回収する方法

ロ 当該有害使用済機器から当該断熱材を分離し断熱材その他の製品の原材料を得る方法

ハ 当該断熱材を焼却することにより当該断熱材に含まれる特定物質等を破壊する方法
令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器と同様の構造を有するものが有害使用済機器となつたものにあつては、技術的に可能な範囲で、二から六までに掲げる方法に準ずる方法（ただし、ユニット形エアコンディショナー、電気冷蔵庫又は電気冷凍庫であつて、家庭用機器と同様の構造を有するものが有害使用済機器となつたものにあつては、五に掲げる方法）

○関東地方整備局告示第五十八号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十二日

関東地方整備局長 泊 宏

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線名 二百九十八号

(三) 道路の区域

区 間

変更前

後別

敷地の幅員

延長

市川市北国分一丁目二四五三番一から同市北国分一丁目二四五四番一まで

市川市高谷二丁目五二八番一から同市高谷二丁目五二三番二まで

市川市北国分一丁目二四五三番一から同市北国分一丁目二四五四番一まで

市川市高谷二丁目五二八番一から同市高谷二丁目五二三番二まで

市川市北国分一丁目二四五三番一から同市北国分一丁目二四五四番一まで

市川市高谷二丁目五二八番一から同市高谷二丁目五二三番二まで

市川市北国分一丁目二四五三番一から同市北国分一丁目二四五四番一まで

市川市高谷二丁目五二八番一から同市高谷二丁目五二三番二まで

市川市北国分一丁目二四五三番一から同市北国分一丁目二四五四番一まで

市川市高谷二丁目五二八番一から同市高谷二丁目五二三番二まで

市川市北国分一丁目二四五三番一から同市北国分一丁目二四五四番一まで

市川市高谷二丁目五二八番一から同市高谷二丁目五二三番二まで

市川市北国分一丁目二四五三番一から同市北国分一丁目二四五四番一まで

市川市高谷二丁目五二八番一から同市高谷二丁目五二三番二まで

市川市北国分一丁目二四五三番一から同市北国分一丁目二四五四番一まで

市川市高谷二丁目五二八番一から同市高谷二丁目五二三番二まで

市川市北国分一丁目二四五三番一から同市北国分一丁目二四五四番一まで

市川市高谷二丁目五二八番一から同市高谷二丁目五二三番二まで

市川市北国分一丁目二四五三番一から同市北国分一丁目二四五四番一まで

市川市高谷二丁目五二八番一から同市高谷二丁目五二三番二まで

市川市北国分一丁目二四五三番一から同市北国分一丁目二四五四番一まで

市川市高谷二丁目五二八番一から同市高谷二丁目五二三番二まで

市川市北国分一丁目二四五三番一から同市北国分一丁目二四五四番一まで

市川市高谷二丁目五二八番一から同市高谷二丁目五二三番二まで

市川市北国分一丁目二四五三番一から同市北国分一丁目二四五四番一まで

市川市高谷二丁目五二八番一から同市高谷二丁目五二三番二まで